

パーキング・パーミット制度について

障害者等用駐車区画について

障害者等用駐車区画について

- バリアフリー法で定められた幅3.5メートル以上の駐車区画。
- 車いす利用者でも容易に乗り降りできるような幅が広く設けられているが、国交省によると車いす利用者でなくとも障害のある人など歩行が困難な人が利用できるとしている。



埼玉県福祉のまちづくり条例における障害者等用駐車場の整備基準

- 1 駐車場の規模により1区画以上設置する。(下表参照)

駐車場の規模	必要台数	
～50台	1台	○200台以下 駐車台数×1/50以上 ○200台以上 駐車台数×1/100 +2台以上
51～100台	2台	
101～150台	3台	
151～200台	4台	
201～300台	5台	

- 2 幅は3.5メートル以上とする。
- 3 障害者等用駐車場であることを分かりやすく表示する。
- 4 建物の出入口に近い場所に設置する。

整備イメージ



県の取組みについて

適正利用に向けた広報・啓発活動

障害者用駐車場マナーアップキャンペーンの実施

(11月1日から12月9日を強調期間として1都3県共同で広報を強化)

<主な取組>

- ・ 公共施設、商業施設等におけるポスター掲示
- ・ 県SNS、県及び市町村広報紙等へ啓発記事掲載
- ・ テレビ、ラジオでの情報発信
- ・ イベントでの啓発グッズ配布

<さいたま新都心駅前
大型ビジョン>



事業者への協力依頼

適正利用に関する普及啓発活動への協力を依頼

- ・ ポスター掲示や店内放送
- ・ 駐車区画の青色塗装
- ・ 事業者向けチラシの配布 など

<事業者向けチラシ>

障害者等用駐車場の適正利用に向けた取組への御協力をお願いします

車いすや杖を使用している方などが自動車のドアを大きく開けて乗り降りできるようにつくられた障害者等用駐車区画へ、必要としない方が駐車してしまい、必要な方が駐車できずに大変困っているという声が寄せられています。

- 1 障害者等用駐車区画の分かりやすい表示
- 2 障害者等用駐車区画の増設
- 3 係員などによる巡回・声掛け
- 4 ポスター掲示や店内放送

令和2年5月に成立・公布した改正バリアフリー法では、新たに車椅子使用者用駐車施設を含む、施設を障害者等用駐車等の適正な利用の推進が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました(令和3年4月施行)

わたしたちを協力しています

埼玉県 さいたま市 さいたま新都心駅前

問合せ先 埼玉県 福祉部 福祉政策課
埼玉県 さいたま市 さいたま新都心駅前
電話: 048(52)3101
FAX: 048(52)3405

SAITAMA

<普及啓発ポスター>
(1都3県共同)

障害者用駐車場 必要な人のために空けておこう

車椅子使用者は、乗降するために広いスペースが必要です。通常の区画では利用できないことに十分配慮する必要があります。

駐車場とは…?

車椅子使用者など、車の乗り降りや移動に際し配慮が必要な方のために設けられた専用区画のことです。

必要がない人は駐車しない。皆様の御理解、御協力をお願いします。

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県

障害者等用駐車区画に関する国の動き

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)改正

- 令和2年5月改正、令和3年4月施行
- **国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務**として、「車両等の優先席、車椅子利用者用駐車施設等、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
 - 設置管理者に求められる措置として、「職員等関係者への周知」、「ポスターの掲示や車内放送による呼びかけ」、「適正利用が必要な施設である旨の表示」等が記載された
- 利用者についても、「施設設置管理者の承諾を得ている場合を除き、当該駐車施設又は停車施設の利用を控え、又は車椅子利用者その他の障害者に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない」とされた

車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討会

- 第2回（令和3年11月）
 - ・パーキングパーミット制度の効果・課題等を踏まえ、駐車区画の確保等や実効性ある不適正駐車対策等も含めた制度の運用のあり方を指針において反映し、周知を図る
 - ・駐車施設等の適正利用についての広報啓発キャンペーンにおいて、パーキングパーミット制度の導入状況や意義等についての啓発を継続的に実施
 - ・罰則については、課題（違反を誰が判断するか、誰が取り締まるか）が多いことから、中長期的課題として引き続き議論を行う方向性
- 中間整理（令和4年3月）
（パーキングパーミット制度について）「制度の意義」、「駐車施設と優先駐車区画の利用対象者の明確な区分の必要性とその考え方」、「施設設置管理者等の協力による駐車区画の確保や効率的な利用、実効性ある不適正利用対策のあり方」等制度運用のあり方を指針において反映し、周知を図る（今年度中に指針策定予定）。

パーキング・パーミット制度について①

制度概要

- ・ 障害者等用駐車区画の利用者の範囲を定め、利用証を交付することで、利用対象者を明確化し、スペースが必要な方のための区画を確保するもの。
- ・ 平成18年に佐賀県で開始され、令和4年7月現在、41府県4市で導入されている。(都道府県導入率 87.2%)
- ・ 条例や規則を根拠としている自治体はなく、全て「要綱等」に基づき実施している。(罰則なし)
- ・ 利用証は他府県間での相互利用が可能であるため、利用対象者の区分に自治体間での差は少ない。

他自治体の導入状況

パーキングパーミット制度 都道府県導入状況			R4.7.1現在
都道府県名	名称		制度開始年月
1 北海道			
2 青森県			
3 岩手県	ひとにやさしい駐車場利用証制度		H22.4
4 宮城県	宮城県ゆずりあい駐車場利用制度		H30.9
5 秋田県	障害者等用駐車区画利用制度		H28.10
6 山形県	山形県身体障がい者等用駐車施設利用証制度		H19.6
7 福島県	おもいやり駐車場利用制度		H21.7
8 茨城県	いばらき身障者等用駐車場利用証制度		H23.10
9 栃木県	おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業		H20.9
10 群馬県	思いやり駐車場利用証制度		H21.8
11 埼玉県			
12 千葉県	ちば障害者等用駐車区画利用証制度		R3.7
13 東京都			
14 神奈川県			
15 新潟県	新潟県おもいやり駐車場制度		H24.1
16 富山県	富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度		R2.4
17 石川県	いしかわ支え合い駐車場制度		H27.11
18 福井県	ハートフル専用パーキング利用証制度		H19.10
19 山梨県	やまなし思いやりパーキング制度		H24.11
20 長野県	信州パーキング・パーミット制度		H28.4
21 岐阜県	ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度		R1.11
22 静岡県	静岡県ゆずりあい駐車場制度		H23.1
23 愛知県			
24 三重県	三重おもいやり駐車場利用証制度		H24.10
25 滋賀県	滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度		H25.5
26 京都府	京都おもいやり駐車場利用証制度		H23.9
27 大阪府	大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度		H26.2
28 兵庫県	兵庫県ゆずりあい駐車場制度		H24.4
29 奈良県	奈良県おもいやり駐車場制度		H28.1
30 和歌山県	和歌山県障害者用駐車区画利用証制度		H28.1
31 鳥取県	ハートフル駐車場利用証制度		H21.10
32 島根県	思いやり駐車場制度		H20.12
33 岡山県	「はっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度		H22.12
34 広島県	広島県思いやり駐車場利用証交付制度		H23.7
35 山口県	やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度		H22.8
36 徳島県	徳島県身体障がい者等用駐車場利用証制度		H21.7
37 香川県	かがわ思いやり駐車場制度		H23.5
38 愛媛県	愛媛県パーキングパーミット制度		H22.7
39 高知県	こうちあったかパーキング制度		H23.2
40 福岡県	ふくおか・まごころ駐車場制度		H24.2
41 佐賀県	佐賀県パーキングパーミット制度		H18.7
42 長崎県	長崎県パーキング・パーミット制度		H19.8
43 熊本県	熊本県障がい者用駐車場利用証制度		H20.1
44 大分県	大分あったか・はーと駐車場利用証制度		H23.12
45 宮崎県	おもいやり駐車場制度		H24.2
46 鹿児島県	鹿児島県身障者用駐車場利用証制度		H21.11
47 沖縄県	沖縄県ちゅらパーキング利用証制度		R4.7
※導入41府県、未導入6道府県			
導入市町村			
1 川口市	川口市おもいやり駐車場制度		H22.1
2 久喜市	久喜市おもいやり駐車場制度		H23.10
3 那覇市	那覇市版パーキングパーミット制度		H25.2
4 浦添市(沖縄県)	浦添市パーキング・パーミット(身障者等用駐車場利用証認定)制度		R2.10

利用証イメージ



利用イメージ
(バックミラーにかける)

パーキング・パーミット制度について②

これまでの考え方

都市部においては駐車区画が不足しており、ゆずり合いが重要であることから、障害者等用駐車区画の適正利用は啓発活動によって促進することとしてきた。

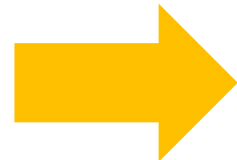


更なる適正利用の促進に向け、制度の導入について県民から意見あり。国においても導入を促進。

対応

利用証の交付制度を先行導入している自治体へ確認したところ、一定の効果が認められた。

- 利用対象者の駐車であることが明確に認識され、健常者の不適正な利用に抑止効果がある。
- 利用証の提示により、外見では分かりづらい障害のある方が対象区画を利用しやすくなる。
- 一般の駐車スペースを制度の対象とする、「ダブルスペース」の導入により、駐車区画の不足を補うことができる。



制度導入に向けて検討を進める

パーキング・パーミット制度導入に向けた検討事項等について

(仮称)埼玉県思いやり駐車場制度

利用対象者

利用対象者の範囲(障害の程度、要介護度、けが人、妊産婦等)

利用証の種類

車いす使用者、その他障害者・要介護者、妊産婦・けが人

利用対象区画

3.5m幅区画に加え、ダブルスペースを導入

運用における役割分担

➤ 県

・事業の広報、利用証の作製、郵送交付、事業者等への協力依頼、駐車区画の情報管理・公開、駐車区画表示用啓発品作成

➤ 市町村

・利用証の窓口交付(県から協力を依頼)

➤ 事業者等

・駐車区画の提供・管理、不適正利用防止の啓発

経費

利用証の発行、駐車区画表示用の啓発品作成、広報費など

利用対象者の範囲について

利用対象者(案)

(人数は令和4年3月現在)

区分		埼玉県(案)	人数	
身体障害者	視覚障害	4級以上	11,120	
	聴覚障害	聴覚障害	3級以上	6,918
		平衡機能障害	5級以上	118
	肢体不自由	上肢	2級以上	23,860
		下肢	6級以上	48,446
		体幹	5級以上	10,732
	脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上	408
		移動機能	6級以上	134
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸、小腸機能、肝臓機能障害(内部障害)		4級以上	71,242
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上	1,703
戦傷病者	上肢・下肢機能障害・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能・肝臓機能障害		32	
	視覚・聴覚・平衡・体幹機能障害			
知的障害者		OA及びA	22,185	
精神障害者		1級	5,579	
高齢者等		要介護1以上	239,927	
難病患者		特定疾患医療、特定医療費(指定難病)、小児慢性特定疾患医療各受給者	56,476	
妊産婦		妊娠7か月～産後1年	45,424	
けが人等		必要と認める期間(原則1年以内)	-	

有効期限

妊産婦及びけが人等のみ有効期限あり

それ以外は無期限(対象者として基準に該当しなくなるまで)

対象者数

約54万人(内、歩行困難約12万人)

(参考)他自治体の利用対象者

※都道府県の数、()内は川口市・久喜市における利用対象者要件

■身体障害者区分

		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		41(2)	41(2)	41(2)	41(2)	-	-
聴覚障害	聴覚障害	-	25(2)	25(2)	-	-	-
	平衡機能障害	-	-	41(2)	-	39	-
音声言語機能障害		-	-	-	-	-	-
肢体不自由	上肢	41(2)	41(2)	6	6	-	-
	下肢	41(2)	41(2)	41(2)	41(2)	39(1)	39(1)
	体幹	41(2)	41(2)	41(2)	-	38	-
脳原性運動機能障害	上肢機能	41(2)	41(2)	3	3	-	-
	移動機能	41(2)	41(2)	41(2)	39(2)	39	39
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障害(内部障害)	心臓機能障害	41(2)	-	41(2)	39	-	-
	腎臓機能障害	41(2)	-	41(2)	39	-	-
	呼吸器機能障害	41(2)	-	41(2)	39	-	-
	膀胱又は直腸機能障害	41(2)	-	41(2)	39	-	-
	小腸機能障害	41(2)	-	41(2)	39	-	-
	肝臓機能障害	41(2)	41(2)	41(2)	37	-	-
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		41(2)	41(2)	41(2)	39	-	-

■知的障害

A1	A2	B1	B1	C
41(2)	41(2)	1	1	-

■精神障害

1級	2級	3級
37(2)	4	-

■高齢者

要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
41(2)	41(2)	41(2)	41(2)	38	4	4

■難病患者

特定疾患医療受給者	特定医療費(指定難病)受給者	小児慢性特定疾患医療受給者	その他
31	34	29	3(2)※

※川口市 障害者総合支援法の対象となる難病患者、小児慢性特定疾患のうち色素性乾皮症の方
久喜市 小児慢性特定疾患のうち色素性乾皮症の方

■妊産婦

母子手帳取得～	妊娠7か月～	～産後3か月	～産後6か月	～産後1年	～産後1年半	～産後1年半以上
15	40(2)	41(1)	28	25(1)	8	3

■けが人




車椅子・杖使用者等移動配慮者	39(1)
----------------	-------

黄色は導入案の範囲、赤色は歩行困難者と考えられる範囲

利用証の種類等について

利用証の種類

車椅子使用者が幅の広い区画を優先的に利用できるように利用証を分ける。
制度導入自治体の約3割で同様の方法をとっている。

種類	車椅子使用者用	その他の障害者、高齢者用	妊産婦、けが人など
デザイン (イメージ)	 <p>プラスチック製</p>	 <p>プラスチック製</p>	 <p>紙製</p>
対象者	<p>次のうち、車椅子を常時使用する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.身障手帳（肢体・下肢）1、2級 2.身障手帳（肢体・体幹）1、2、3級 3.身障手帳（運動機能・移動）1、2級 4.要介護3、4、5 5.その他車いすの常時使用が必要な方 	<p>次のうち、車いす使用者以外の方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.障害者 2.難病患者 3.高齢者など要介護認定を受けている方 	<p>一時的に配慮が必要な次の方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.妊産婦 2.一時的なけが人など
有効期間	<p>なし (対象者として基準に該当しなくなるまで)</p>		<p>あり ※有効期限の到来した利用証は各自で廃棄</p>
協力区画の利用方法	<p>「車椅子使用者優先区画」 (幅3.5m以上) を優先利用</p>	<p>「思いやり駐車区画」(幅2.5m程度) を優先利用 「思いやり駐車区画」がない駐車場では、 「車椅子使用者優先区画」の利用も可 ※区画に余裕がある場合に限る</p>	

利用対象区画について①

対象区画

車椅子使用者優先区画(3.5m幅以上)

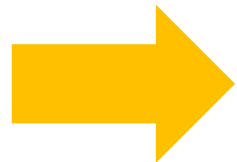
車椅子使用者が優先して利用できる幅の広い区画
(バリアフリー法、福祉まちづくり条例で整備について規定)

ダブルスペース(幅3.5m未満の既存区画) 通称:思いやり駐車区画

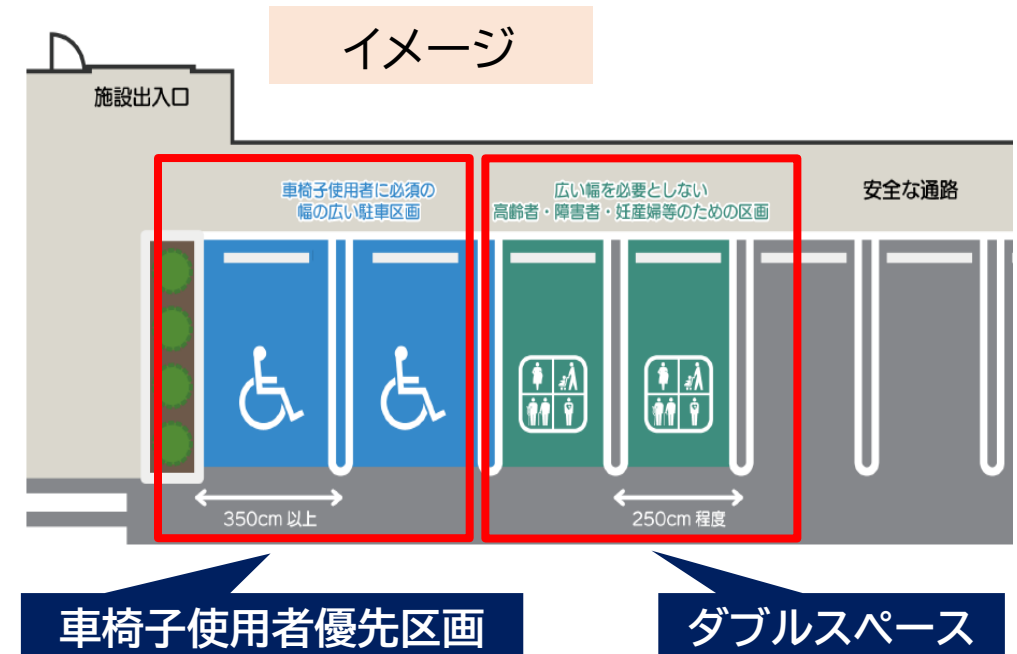
歩行困難の方でも幅の広い区画を必要としない方を対象とした区画。

施設において既存の駐車区画(3.5m未満)を制度の対象区画として提供していただくもの。

パーキング・パーミット制度導入済自治体の8割において導入している。



ダブルスペースを制度化し、企業に協力依頼を行い、協力区画を確保する
協力区画の場所等について、HPで公開予定



利用対象区画について②

対象区画の表示

対象区画であることを表示するため、企業においてスタンド看板等を設置。

カラーコーンを配置する場合は、区画内ではなく、車の乗降や建築物の出入口に至る導線に影響がない位置に配置。

県は看板用ステッカーやカラーコーンカバーを作成して配布。

路面塗装

対象区画であることを表示するため、企業において路面塗装を実施。

県は塗装用のデザインを提供。

イメージ



利用者証の掲示がない場合の対応

対象区画へ利用証の掲示のない車が駐車していた場合には、啓発用のチラシをワイパーに挟み込んでもらうよう依頼。

イメージ

鹿児島県
身障者用駐車場をご利用される方へ
～この場所を、必要としている人がいます。～
この身障者用駐車場は、鹿児島県発行の「身障者用駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。

身障者用駐車場利用証をお持ちの方
車内のルームミラーに吊り下げるなど、車外から見えやすい箇所に掲示してください。

身障者用駐車場利用証をお持ちでない方
障害（身体・知的・精神）、高齢、障害により歩行が困難な方、又は、経路あるいは出発、その付けがより一時的に歩行が困難な方で、直が定めた基準に該当する方には、県庁（福祉課、ハートピア）もしくは、各地域振興局・支庁（事務所を窓口）で「身障者用駐車場利用証」を発行してありますので、お手数ですが、最寄りの窓口で申請してくださいませようよろしくお願いいたします。

※県が定めた基準、申請方法などの詳しい内容については、申請前に必ず下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
鹿児島県くらし保健福祉部福祉課
住 所：鹿児島市旭池新町10-1
電 話：099-286-2746（直通）
受 付：平日（8時30分～17時）

パーキング・パーミット制度の近県比較について①

近県の制度比較

	埼玉県(案)	川口市	久喜市	千葉県	群馬県	栃木県	茨城県
制度導入時期		H22.1	H23.10	R3.7	H21.8	H20.9	H23.10
根拠	要綱	要綱	要綱	要綱	要綱	要領	要項
利用証の作成	県	市	市	県	県	県	県
利用証の交付	県、市町村	市	市	県、市町村	県、市町村	県、市町村	県、市町村
車椅子利用者専用 利用者証の導入	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ダブルスペースの導入	あり	なし	なし	あり	なし	あり	なし
協力企業との協定締結 有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし
他自治体との相互利用	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり

パーキング・パーミット制度の近県比較について②

近県の制度比較(利用対象者)

区分		埼玉県(案)	川口	久喜	千葉県	群馬県	栃木県	茨城県	
身体障害者	視覚障害	4級以上	1級から3級までの各級及び4級の1		4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	
	聴覚障害	聴覚障害	3級以上	2級及び3級		3級以上	-	-	3級以上
		平衡機能障害	5級以上	3級		5級以上	5級以上	5級以上	5級以上
	肢体不自由	上肢	2級以上	1級・2級の1及び2級の2		2級以上	2級以上	2級以上	2級以上
		下肢	6級以上	1級から4級までの各級及び5級・6級	1級から4級までの各級	6級以上	6級以上	6級以上	6級以上
		体幹	5級以上	1級から3級までの各級		5級以上	5級以上	5級以上	5級以上
	脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上	1級及び2級	1級または2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	2級以上	2級以上	2級以上	2級以上
		移動機能	6級以上	1級から4級までの各級		6級以上	6級以上	6級以上	6級以上
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸、小腸機能、肝臓機能障害(内部障害)	4級以上	1級及び3級		4級以上	4級以上	4級以上	4級以上	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上	1級から3級までの各級						
戦傷病者	上肢・下肢機能障害・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能・肝臓機能障害		特別項症から第3項症までの各項症						
	視覚・聴覚・平衡・体幹機能障害		特別項症から第4項症までの各項症						
知的障害者	○A及びA	○A及びA		A2以上	A	A	○A及びA		
精神障害者	1級	1級		1級	1級	1級	1級		
高齢者等	要介護1以上	要介護2以上		要介護1以上	要介護1以上	要介護1以上	要介護1以上		
難病患者	特定疾患医療、特定医療費(指定難病)、小児慢性特定疾病医療各受給者	障害者総合支援法の対象		特定疾患医療、特定医療費(指定難病)、小児慢性特定疾病医療各受給者	特定疾患医療、特定医療費(指定難病)	特定疾患医療、特定医療費(指定難病)、小児慢性特定疾病医療、一般特定疾患医療各受給者	一般特定疾患医療、小児慢性特定疾病医療各受給者		
妊産婦	妊娠7か月～産後1年	妊娠7か月～産後3か月	妊娠7か月～産後12か月	妊娠7か月～出産予定日から1年	妊娠7か月～産後6年	妊娠7か月～産後1年	妊娠7か月～産後6か月		
けが人等	必要と認める期間(原則1年以内)		必要と認める期間	医師の診断により歩行が困難なために特別な配慮が必要であると認められる者	-	医療機関を受診しており、歩行困難が認められる者	-		

県福祉のまちづくり条例設計ガイドブックへの追記について

駐車場の項目

施設管理者における障害者等用駐車区画の適正利用促進の観点から、県福祉のまちづくり条例設計ガイドブックの駐車場の項目へコラムの記載を追記する

(案)

【コラム】障害者用駐車区画の表示について

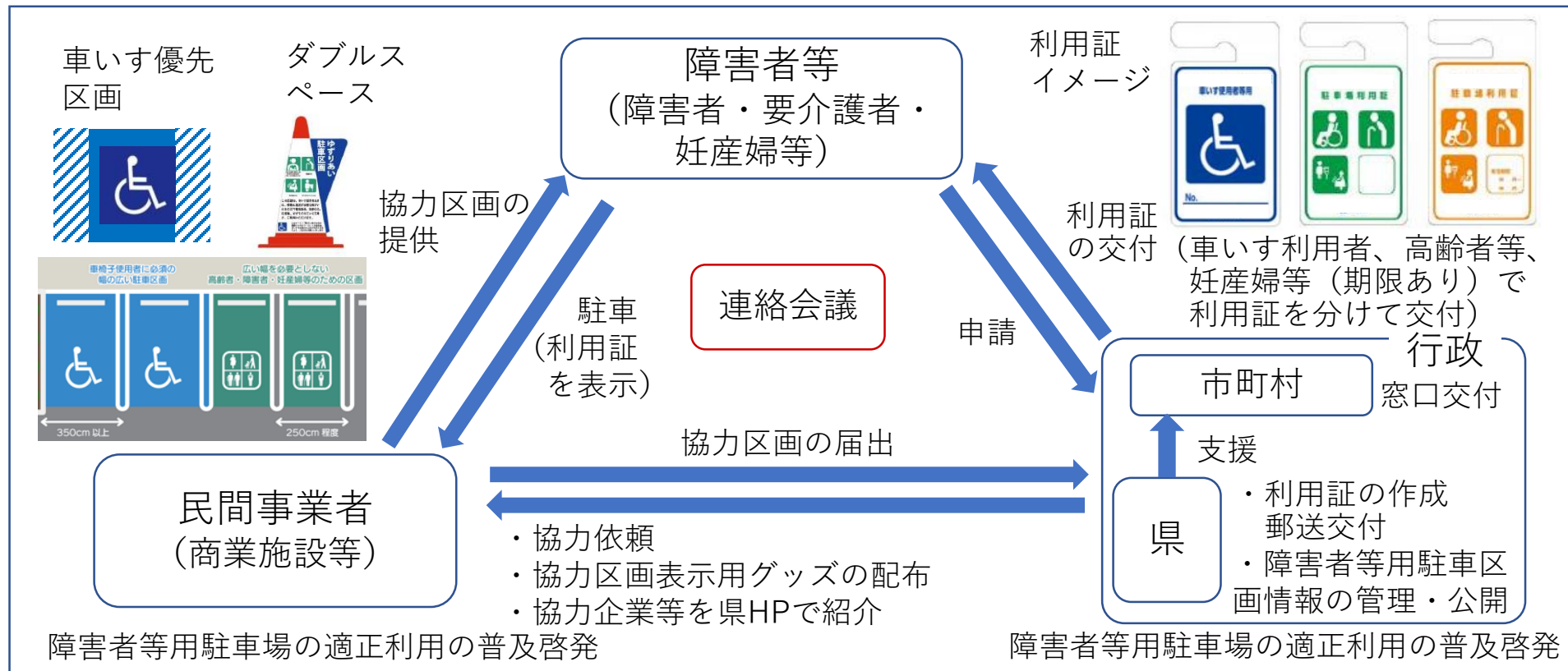
区画内にコーン等は原則置かないこと、置く場合は、利用者が車から降り、建築物の出入口に至る導線に影響がない位置に配置する。

コーンを置く場合のイメージ



パーキング・パーミット制度(埼玉県思いやり駐車場制度) 導入イメージ

制度イメージ



今後のスケジュール案

- 8月 市町村、事業者、関係団体等へ制度案概要提示、意見照会
- 9～10月 意見照会結果の検討
- 11月～ 第2回福祉のまちづくり推進協議会(制度の修正案の確認、意見照会)

令和5年度以降、できるだけ早い時期の導入に向けて検討を進める